

令和8年2月24日提出（その1）

令和8年2月定例県議会付議案
（令和8年度当初予算関係）

鳥 取 県

令和 8 年 2 月定例県議会付議案

目 次

議案第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計予算	1
議案第 2 号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算	25
議案第 3 号	同 鳥取県公債管理特別会計予算	29
議案第 4 号	同 鳥取県給与集中管理特別会計予算	33
議案第 5 号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算	36
議案第 6 号	同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
議案第 7 号	同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	43
議案第 8 号	同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算	47
議案第 9 号	同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	50
議案第 10 号	同 鳥取県県営林事業特別会計予算	53
議案第 11 号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算	56
議案第 12 号	同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	60
議案第 13 号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算	63
議案第 14 号	同 鳥取県収入証紙特別会計予算	66
議案第 15 号	同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算	69
議案第 16 号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算	72
議案第 17 号	同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算	77
議案第 18 号	同 鳥取県営電気事業会計予算	81

議案第19号	令和8年度鳥取県営工業用水道事業会計予算	85
議案第20号	同 鳥取県営埋立事業会計予算	89
議案第21号	同 鳥取県営病院事業会計予算	91

一 般 会 計

議案第 1 号

令和 8 年度鳥取県一般会計予算

令和 8 年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 9 6, 0 8 7, 2 7 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費、旅費（特別旅費を除く。）、需用費、
役務費並びに使用料及び賃借料に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内
でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経
費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	62,281,800 ^{千円}
	1 県 民 税	22,461,982
	2 事 業 税	15,544,211
	3 地 方 消 費 税	13,590,111
	4 不 動 産 取 得 税	913,415
	5 県 た ば こ 税	621,622
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	88,776
	7 軽 油 引 取 税	2,319,282
	8 自 動 車 税	6,727,349
	9 鉱 区 税	724
	10 狩 猟 税	6,160
	11 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	5,089
	12 旧 法 に よ る 税	3,079
2 利 子 割 清 算 金		317,000
	1 利 子 割 清 算 金	317,000
3 地 方 消 費 税 清 算 金		34,299,510
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	34,299,510
4 地 方 譲 与 税		13,787,267

款	項	金 額
	1 特別法人事業譲与税	12,485,958 ^{千円}
	2 地方揮発油譲与税	1,087,292
	3 石油ガス譲与税	43,699
	4 自動車重量譲与税	82,988
	5 森林環境譲与税	69,281
	6 航空機燃料譲与税	18,049
5 地方特例交付金		3,590,827
	1 地方特例交付金	3,590,827
6 地方交付税		159,565,000
	1 地方交付税	159,565,000
7 交通安全対策特別交付金		130,000
	1 交通安全対策特別交付金	130,000
8 分担金及び負担金		403,436
	1 分 担 金	2,795
	2 負 担 金	400,641
9 使用料及び手数料		3,751,492
	1 使 用 料	2,883,663
	2 手 数 料	867,829
10 国庫支出金		54,192,871
	1 国庫負担金	14,324,339
	2 国庫補助金	39,097,239
	3 委 託 金	771,293

款	項	金額
11 財 産 収 入		1,251,592 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	916,338
	2 財 産 売 払 収 入	335,254
12 寄 附 金		696,897
	1 寄 附 金	696,897
13 繰 入 金		23,243,972
	1 特 別 会 計 繰 入 金	330,070
	2 基 金 繰 入 金	22,913,902
14 繰 越 金		2,000,000
	1 繰 越 金	2,000,000
15 諸 収 入		6,407,615
	1 延滞金、加算金及び過料	30,102
	2 県 預 金 利 子	132,140
	3 公営企業貸付金元利収入	274,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	846,634
	5 受 託 事 業 収 入	1,018,599
	6 収 益 事 業 収 入	1,361,830
	7 雑 入	2,744,310
16 県 債		30,168,000
	1 県 債	30,168,000
歳 入 合 計		396,087,279

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 954,817
	1 議 会 費	954,817
2 総 務 費		50,993,886
	1 総 務 管 理 費	23,124,317
	2 企 画 費	15,222,019
	3 徴 税 費	2,393,283
	4 市 町 村 振 興 費	6,835,580
	5 選 挙 費	193,906
	6 防 災 費	2,677,788
	7 統 計 調 査 費	299,630
	8 人 事 委 員 会 費	125,738
	9 監 査 委 員 費	121,625
3 民 生 費		55,736,563
	1 社 会 福 祉 費	40,378,208
	2 児 童 福 祉 費	14,869,474
	3 生 活 保 護 費	481,345
	4 災 害 救 助 費	7,536
4 衛 生 費		17,827,933
	1 公 衆 衛 生 費	3,513,828
	2 環 境 衛 生 費	4,590,792

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,080,615 ^{千円}
	4 医 薬 費	8,642,698
5 勞 働 費		2,013,064
	1 勞 政 費	917,641
	2 職 業 訓 練 費	992,287
	3 勞 働 委 員 会 費	103,136
6 農 林 水 産 業 費		25,766,497
	1 農 業 費	6,911,887
	2 畜 産 業 費	2,111,511
	3 農 地 費	6,360,163
	4 林 業 費	7,020,484
	5 水 産 業 費	3,362,452
7 商 工 費		11,448,788
	1 商 業 費	4,574,715
	2 工 鉱 業 費	4,834,992
	3 観 光 費	2,039,081
8 土 木 費		47,259,657
	1 土 木 管 理 費	1,543,002
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,994,818
	3 河 川 海 岸 費	13,334,157
	4 港 湾 費	4,722,687
	5 都 市 計 画 費	2,351,070

款	項	金額
	6 住 宅 費	3,313,923 ^{千円}
9 警 察 費		18,846,605
	1 警 察 管 理 費	16,108,034
	2 警 察 活 動 費	2,738,571
10 教 育 費		73,661,669
	1 教 育 總 務 費	12,406,636
	2 小 学 校 費	20,965,031
	3 中 学 校 費	14,077,035
	4 高 等 学 校 費	15,160,508
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,856,962
	6 社 会 教 育 費	1,934,395
	7 保 健 体 育 費	2,261,102
11 災 害 復 旧 費		5,748,898
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,652,361
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,096,537
12 公 債 費		50,708,300
	1 公 債 費	50,708,300
13 諸 支 出 金		34,970,602
	1 公 營 企 業 支 出 金	124,228
	2 利 子 割 清 算 金	291,000
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	14,170,230
	4 利 子 割 交 付 金	158,987

款	項	金額
	5 配 当 割 交 付 金	636,223 ^{千円}
	6 株式等譲渡所得割交付金	827,777
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,136,312
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	17,163,013
	9 ゴルフ場利用税交付金	62,144
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	20,188
	11 県 税 還 付 金	380,000
	12 自 動 車 取 得 税 交 付 金	500
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出	合 計	396,087,279

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
2 総務費	2 企画費	文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (とりぎん文化会館舞台 照明改修工事)	562,829 ^{千円}	8	224,297 ^{千円}
				9	338,532
		文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (とりぎん文化会館舞台 音響設備改修業務)	237,879	8	94,724
				9	143,155
		文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (童謡館外壁ほか改修工事)	244,860	8	195,887
				9	48,973
	6 防災費	災害対策本部 設備機能強化事業費	381,843	8	152,737
				9	229,106
9 警察費	1 警察管理費	警察財産管理費	126,714	8	88,588
				9	38,126
10 教育費	1 教育総務費	教育施設営繕費 (県立学校エレベーター 更新工事)	59,964	8	17,991
				9	41,973
		教育施設営繕費 (県立学校外壁等改修工事)	444,175	8	179,691
				9	264,484

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	令和9年度から 令和22年度まで	千円 270,000
公民連携推進事業補助	令和9年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
新聞テレビ等広報費	令和9年度から 令和13年度まで	12,276
インターネット広報費	令和9年度から 令和10年度まで	3,758
税務システム運用事業	令和9年度から 令和13年度まで	59,812
自治体インターネット回線 共同化事業	令和9年度から 令和13年度まで	96,825
ハイブリッドワーク推進事業	令和9年度から 令和13年度まで	879,833
県庁基幹システム運用事業	令和9年度	67,879
庁内LANシステム管理運営事業	令和9年度から 令和13年度まで	458,648
電子決裁・総合文書管理 システム事業	令和9年度	230
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	令和9年度から 令和14年度まで	128,562
総合行政・住基ネットワーク等 運営事業	令和9年度から 令和13年度まで	105,699
地域バス交通等体系整備 支援事業補助	令和9年度	補助金総額279,406千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
若桜線維持存続事業	令和9年度から 令和19年度まで	5,500
コミュニティ・ドライブ・シェア (鳥取型ライド・シェア) 推進事業	令和9年度	333,464
夢みなとタワー管理委託費	令和9年度から 令和10年度まで	18,986
パスポート発給事務費	令和9年度	5,629

事 項	期 間	限 度 額
男女共同参画社会推進・ 体制整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	千円 10,737
県有施設の施設管理 マネジメント事業	令和9年度から 令和10年度まで	42,814
私立学校施設整備費補助金	令和9年度から 令和18年度まで	14,285
公立大学法人公立鳥取環境大学 運営費交付金等事業	令和9年度	46,298
集中化業務事務費	令和9年度	2,124
職員宿舍管理事業費	令和9年度	2,829
地域を支える技術・専門職 人材確保対策事業	令和9年度から 令和17年度まで	36,000
危機管理情報システム管理運営事業	令和9年度	10,415
原子力防災対策事業	令和9年度から 令和13年度まで	25,101
県政選挙費	令和9年度	423,991
文化芸術拠点施設運営費	令和9年度から 令和10年度まで	31,886
鳥取県立美術館運営事業	令和9年度から 令和10年度まで	31,342
アートな鳥取創出事業	令和9年度	62,478
鳥取県立人権ひろば21 管理運営費	令和9年度から 令和10年度まで	1,552
スポーツ推進基盤運営費	令和9年度から 令和10年度まで	7,326
「ワールドマスターズゲームズ 2027関西」開催準備事業	令和9年度	40,841
「とっとり弥生の王国」 弥生人+“ワン!”事業	令和9年度	4,488
史跡公園運営管理費	令和9年度から 令和10年度まで	21,170
青谷かみじち史跡公園整備事業	令和9年度	19,412
鳥取県立福祉人材研修センター 管理委託費	令和9年度から 令和10年度まで	3,934
ひきこもり支援推進事業	令和9年度	6,624
介護福祉士養成事業	令和9年度から 令和13年度まで	38,310

事 項	期 間	限 度 額
医師確保奨学金等貸付事業	令和9年度から 令和14年度まで	千円 380,880
私立幼稚園等施設整備・ 運営体制支援事業	令和9年度から 令和17年度まで	18,546
こどもの国管理運営費	令和9年度から 令和10年度まで	8,694
「シン・子育て王国とっとり」 保育人材確保強化事業	令和9年度	1,000
社会的養護自立支援拠点 事業補助	令和9年度から 令和38年度まで	補助金総額12,400千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
ひとり親家庭等総合支援事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,188
プレコンセプションケア健診事業	令和9年度から 令和12年度まで	2,312
子ども発達支援課管理運営費	令和9年度から 令和13年度まで	1,276
総合療育センター費	令和9年度から 令和11年度まで	707
地域資源活用エネルギー 導入推進事業補助	令和9年度から 令和10年度まで	補助金総額20,000千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
次世代自動車普及促進事業	令和9年度から 令和10年度まで	642
氷ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	令和9年度から 令和10年度まで	2,112
日本一の鳥取砂丘 を守り育てる事業	令和9年度から 令和10年度まで	14,334
ネイチャーポジティブ推進事業補助	令和9年度	補助金総額7,500千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
ごみゼロ社会実現化 県民プロジェクト事業	令和9年度	174
みんなで守ろう！ 持続可能な水循環事業	令和9年度	2,500
人と動物の共生社会推進事業	令和9年度から 令和10年度まで	41,436
都市公園管理費	令和9年度から 令和26年度まで	111,646
ぼうさい・とっとり 住宅耐震事業補助	令和9年度	補助金総額72,593千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額

事 項	期 間	限 度 額
県 営 住 宅 維 持 管 理 事 業	令和 9 年度から 令和 1 5 年度まで	千円 1 0 , 6 4 0
地域建築技能継承普及事業補助	令和 9 年度	補助金総額2,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
とっとり住まいる支援事業補助	令和 9 年度	補助金総額111,271千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
とっとり健康省エネ住宅 普及促進事業補助	令和 9 年度	補助金総額115,500千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
非住宅 N E - S T 等 普及促進モデル事業補助	令和 9 年度	補助金総額19,500千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
大山自然歴史館管理運営事業	令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで	1 7 7 , 8 1 5
産 業 未 来 共 創 補 助	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	補助金総額370,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
産 業 未 来 共 創 研 究 開 発 補 助	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	補助金総額60,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
産 業 未 来 共 創 活 動 費	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	1 , 3 0 8
社会・地域課題解決に資する 共創型企业誘致推進事業補助	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	補助金総額15,600千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
とっとりバイオフィロンティア 管 理 運 営 事 業	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	6 , 2 5 2
創 業 ・ 医 療 産 業 の ゆ り か ご 形 成 事 業 (利子補給・施設利用料補助)	令和 9 年度から 令和 1 3 年度まで	5 , 0 5 9
とっとりクリエイターズ 聖 地 化 プ ロ ジ ェ ク ト	令和 9 年度	委託料総額19,080千円を限度として、 令和 8 年度に契約した額から令和 8 年度に支出した額を差し引いた額
鳥 取 県 版 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 事 業 補 助	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	補助金総額18,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額

事 項	期 間	限 度 額
産業 D X 推進事業補助	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	補助金総額25,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
産学官連携による イノベーション促進事業	令和 9 年度	15,000
企業自立サポート事業 (制度金融費) に係る損失補償	令和 8 年度から、 金銭消費貸借に係 る契約書に定める ところにより償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで。ただし、条 件変更措置を受け て貸付期間を延長 した場合は、その 延長した後の償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対 して行う代位弁済額から日本政策金 融公庫の保険金補填額及び全国信用 保証協会連合会の損失補償額を控除 した額の 2 分の 1 を限度とする額
海外新市場における ビジネスネットワーク構築・ 需要獲得推進事業補助	令和 9 年度	補助金総額5,000千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
産学官連携による 次世代人材育成事業	令和 9 年度から 令和 1 2 年度まで	22,592
職業訓練事業費	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	58,589
食の安全・安心プロジェクト 推進事業補助	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	補助金総額16,500千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
農の雇用ステップアップ 支援事業補助	令和 9 年度	補助金総額41,600千円を限度として、 令和 8 年度に交付決定した額から令 和 8 年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発！アグリスタート 研修支援事業	令和 9 年度	8,200
とっとりの農業魅力発信強化事業	令和 9 年度から 令和 1 2 年度まで	1,644
農業金融利子補給等総合支援事業	令和 9 年度から 令和 2 8 年度まで	111,202
公益財団法人鳥取県 農業農村担い手 育成機構借入金損失補償	令和 8 年度から、 損失補償契約に定 めるところにより 損失補償をする日 の属する年度まで	融資元金34,375千円について損失補 償契約に定める償還期限後、公益社 団法人全国農地保有合理化協会が弁 済を受けることができなかった元金 合計額（延滞金及び違約金を含む。） に相当する金額
とっとり花回廊管理運営事業費	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	54,674

事 項	期 間	限 度 額
鳥取二十世紀梨記念館 管理運営事業費	令和9年度から 令和10年度まで	千円 11,794
GREEN×EXPO2027 鳥取県魅力発信事業	令和9年度	22,000
県営地域ため池総合整備事業	令和9年度	120,000
県営農業用河川工作物 応急対策事業	令和9年度	160,000
県優良種雄牛造成事業 (後代検定牛経営補償費)	令和8年度から、 現場後代検定推進 契約に定めるところ により損失補償を する日の属する 年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場後代検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
県優良種雄牛造成事業 (改良基礎雌牛整備費)	令和9年度	329
鳥取県版緑の雇用支援事業補助	令和9年度	9,466
とっとり出合いの森管理運営事業	令和9年度から 令和10年度まで	3,582
公益財団法人鳥取県造林 公社の日本政策金融公庫 借入金に係る損失補償	日本政策金融公庫 が公益財団法人鳥 取県造林公社に資 金を貸付けたとき から、当該貸付金 の最終償還期限到 来後、10か月の期 間が満了し、日本 政策金融公庫が補 償の履行日として 指定する日まで	借入元本365,200千円の償還期限到来後10か月の期間満了の日（以下、「損失確定日」という。）において、日本政策金融公庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行日までの利率年11.0%に相当する利息
造林公社等未来の 豊かな森林づくり事業	令和9年度から 令和27年度まで	131,841
非住宅木材活用推進事業補助	令和9年度	補助金総額36,100千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額
気候・風土に適応した 砂丘ラッキョウ・ナガイモの 安定生産技術の確立	令和9年度	149
中小家畜試験場管理運営費	令和9年度から 令和16年度まで	12,436
漁業金融対策費	令和9年度から 令和28年度まで	140,981
とっとり賀露かっこ館 管理運営事業費	令和9年度から 令和10年度まで	4,944

事 項	期 間	限 度 額
内水面漁業研究事業	令和9年度から 令和10年度まで	千円 1,508
用地関係業務	令和9年度から 令和10年度まで	1,162
鳥取県版河川・道路 ボランティア促進事業	令和9年度から 令和10年度まで	16,800
除雪事業(補助)	令和9年度から 令和10年度まで	148,000
除雪事業	令和9年度	35,000
社会資本整備総合交付金 (国道・県道)	令和9年度	100,000
防災・安全交付金 (国道・県道)	令和9年度	90,000
防災情報システム管理運営費	令和9年度から 令和10年度まで	792
ダムメンテナンス事業	令和9年度	88,000
河川メンテナンス事業	令和9年度	230,000
防災・安全交付金 (情報基盤整備事業)	令和9年度	140,000
境漁港指定管理料	令和9年度から 令和10年度まで	822
みなとさかい交流館管理運営費	令和9年度から 令和10年度まで	5,230
会計管理事務費	令和9年度から 令和13年度まで	26,303
安全運転講習費	令和9年度	1,002
警察職員費	令和9年度から 令和10年度まで	12
警察情報システム運営費	令和9年度	5,346
運転免許・認知症等運転者対策費	令和9年度	39,230
捜査活動運営費	令和9年度から 令和13年度まで	24,022
教育財産管理事業費補助	令和9年度から 令和17年度まで	補助金総額6,000千円を限度として、 令和8年度に交付決定した額から令 和8年度に交付した額を差し引いた 額
教育財産管理事業費 (学校保守業務)	令和9年度から 令和10年度まで	3,862

事 項	期 間	限 度 額
県立学校体育館等空調設置事業	令和9年度	千円 65,739
教育実習設備整備費	令和9年度から 令和15年度まで	11,626
鳥取県公立学校教員奨学金返還支援事業	令和9年度から 令和17年度まで	14,400
鳥取県教員養成奨学金貸付事業	令和9年度から 令和12年度まで	14,400
I C T 環 境 整 備 事 業	令和9年度から 令和14年度まで	529,595
G I G A ス ク ー ル 運 営 支 援 セ ン タ ー 事 業	令和9年度から 令和10年度まで	10,182
教育企画研修費	令和9年度	2,712
高等学校校務システム管理運営事業	令和9年度から 令和13年度まで	33,639
船上山少年自然の家運営費	令和9年度から 令和10年度まで	5,160
大山青年の家運営費	令和9年度から 令和10年度まで	4,980
生涯学習センター運営費	令和9年度から 令和10年度まで	5,024
図書館運営費	令和9年度から 令和13年度まで	79,175
企画展開催費	令和9年度	70,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会費	8,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
会計管理費	15,000	同上	同上	同上
財産管理費	39,000	同上	同上	同上
私立学校振興費	24,000	同上	同上	同上
公文書館費	25,000	同上	同上	同上
計画調査費	1,024,000	同上	同上	同上
スポーツ振興費	1,047,000	同上	同上	同上
文化財保護費	128,000	同上	同上	同上
防災総務費	397,000	同上	同上	同上
社会福祉総務費	27,000	同上	同上	同上
高齢者福祉費	223,000	同上	同上	同上
児童福祉総務費	6,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設費	138,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
予防費	114,000	同上	同上	同上
環境保全費	1,287,000	同上	同上	同上
倉吉総合看護専門学校費	340,000	同上	同上	同上
職業訓練校費	77,000	同上	同上	同上
農業総務費	199,000	同上	同上	同上
農業大学校費	60,000	同上	同上	同上
畜産振興費	229,000	同上	同上	同上
中小家畜試験場費	48,000	同上	同上	同上
土地改良費	268,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	243,000	同上	同上	同上
林業振興費	27,000	同上	同上	同上
造林費	303,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	201,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
治山費	617,000	同上	同上	同上
水産業振興費	3,000	同上	同上	同上
漁港建設費	186,000	同上	同上	同上
水産基盤整備事業費	58,000	同上	同上	同上
中小企業振興費	63,000	同上	同上	同上
土木総務費	2,000	同上	同上	同上
道路橋りょう維持費	2,096,000	同上	同上	同上
道路橋りょう新設改良費	2,363,000	同上	同上	同上
河川総務費	1,652,000	同上	同上	同上
河川改良費	1,923,000	同上	同上	同上
砂防費	2,330,000	同上	同上	同上
海岸保全費	263,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾管理費	千円 28,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
港湾建設費	561,000	同上	同上	同上
空港費	217,000	同上	同上	同上
街路事業費	252,000	同上	同上	同上
公園費	128,000	同上	同上	同上
住宅建設費	296,000	同上	同上	同上
警察施設費	67,000	同上	同上	同上
交通指導取締費	194,000	同上	同上	同上
事務局費	154,000	同上	同上	同上
教育連絡調整費	71,000	同上	同上	同上
教育財産管理費	2,375,000	同上	同上	同上
教育センター費	44,000	同上	同上	同上
高等学校管理費	1,256,000	同上	同上	同上
施設設備整備費	4,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
図書館費	227,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
博物館費	35,000	同上	同上	同上
青少年社会教育施設費	20,000	同上	同上	同上
生涯学習センター費	33,000	同上	同上	同上
耕地災害復旧費	4,000	同上	同上	同上
林道施設災害復旧費	44,000	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	61,000	同上	同上	同上
治山施設等災害関連事業費	105,000	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	87,000	同上	同上	同上
建設災害復旧費	1,027,000	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	118,000	同上	同上	同上
空港災害復旧費	11,000	同上	同上	同上
直轄道路事業費	3,516,000	同上	同上	同上
直轄河川事業費	477,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄海岸保全事業費	101,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
直轄砂防事業費	284,000	同上	同上	同上
直轄港湾事業費	72,000	同上	同上	同上
直轄空港事業費	46,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	200,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 8 年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 2 1, 5 2 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		千円 2,221,471
	1 用品調達事業収入	489,765
	2 自動車管理事業収入	258,525
	3 集中管理事業収入	1,473,181
2 諸収入		54
	1 雑収入	54
歳 入 合 計		2,221,525

歳 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		2,221,525 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	489,765
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	258,525
	3 集 中 管 理 事 業 費	1,473,235
歳 出	合 計	2,221,525

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 料 (平成20年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	千円 766
公 用 車 リ ー ス 料 (平成22年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	3,520
公 用 車 リ ー ス 料 (平成24年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	7,724
公 用 車 リ ー ス 料 (平成26年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	12,898
公 用 車 リ ー ス 料 (平成28年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	3,800
公 用 車 リ ー ス 料 (平成30年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	14,180
公 用 車 リ ー ス 料 (令和2年度契約分)	令和9年度から 令和10年度まで	43,316
公 用 車 リ ー ス 料 (令和8年度契約分)	令和9年度から 令和14年度まで	189,828

議案第3号

令和8年度鳥取県公債管理特別会計予算

令和8年度鳥取県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,376,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		51,018,155 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,677,955
	2 減 債 基 金 繰 入 金	340,200
2 県 債		10,358,046
	1 県 債	10,358,046
歳 入 合 計		61,376,201

歲 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		61,376,201 ^{千円}
	1 公 債 費	61,376,201
歲 出 合 計		61,376,201

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	10,358,046 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	10,358,046	/	/	/

議案第 4 号

令和 8 年度鳥取県給与集中管理特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3, 5 0 5, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給与等振替収入		<small>千円</small> 33,505,500
	1 給与等振替収入	33,505,500
歳 入	合 計	33,505,500

歳 出		
款	項	金 額
1 給 与 費		33,505,500 <small>千円</small>
	1 給 与 費	33,505,500
歳 出 合 計		33,505,500

議案第 5 号

令和 8 年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の国民健康保険運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 1, 5 8 7, 8 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業収入		51,587,862 <small>千円</small>
	1 分担金及び負担金	12,986,466
	2 国庫支出金	15,009,539
	3 前期高齢者交付金	19,761,004
	4 共同事業交付金	133,148
	5 出産育児交付金	6,209
	6 財産収入	25,301
	7 繰入金	3,665,176
	8 繰越金	1,000
	9 諸収入	19
歳 入	合 計	51,587,862

歳 出		
款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業費		千円 51,587,862
	1 国民健康保険運営事業費	51,439,960
	2 総 務 費	137,902
	3 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	51,587,862

議案第6号

令和8年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和8年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,526
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,526
2 繰 越 金		5,829
	1 繰 越 金	5,829
3 諸 収 入		30,294
	1 貸 付 金 元 利 収 入	30,249
	2 雑 入	45
歳 入 合 計		38,649

歲 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 38,649
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	38,649
歲 出	合 計	38,649

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	令和9年度から 令和13年度まで	千円 71,472

議案第 7 号

令和 8 年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別 会計予算

令和 8 年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,516 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,316
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,316
2 繰 越 金		225
	1 繰 越 金	225
3 諸 収 入		18,975
	1 貸 付 金 元 利 収 入	18,875
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	20,516

歳 出		
款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		千円 20,516
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 費 貸 付 事 業 費	20,516
歳 出	合 計	20,516

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中小企業高度化資金貸付金	令和9年度	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 190,000 </div>

議案第 8 号

令和 8 年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4, 8 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰越金		12,840 <small>千円</small>
	1 繰越金	12,840
2 諸収入		11,974
	1 貸付金元利収入	11,878
	2 雑収入	96
歳 入	合 計	24,814

歳 出		
款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 24,814
	1 就農支援資金貸付事業費	24,814
歳 出 合 計		24,814

議案第9号

令和8年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

令和8年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,377
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,377
2 繰 越 金		105,576
	1 繰 越 金	105,576
3 諸 収 入		35,224
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,224
歳 入	合 計	143,177

歲 出		
款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費		千円 143,177
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	143,177
歲 出	合 計	143,177

議案第 10 号

令和 8 年度鳥取県県営林事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 1, 3 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 4,739
	1 国 庫 補 助 金	4,739
2 財 産 収 入		13,141
	1 財 産 売 払 収 入	13,094
	2 財 産 運 用 収 入	47
3 繰 入 金		93,182
	1 一 般 会 計 繰 入 金	93,182
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		300
	1 雑 入	300
歳 入 合 計		111,363

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 66,900
	1 職 員 費	38,105
	2 保 育 事 業 費	12,042
	3 処 分 事 業 費	3,170
	4 管 理 事 業 費	13,583
2 公 債 費		44,463
	1 公 債 費	44,463
歳 出 合 計		111,363

議案第 1 1 号

令和 8 年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0 4, 0 3 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		144,045 ^{千円}
	1 使用料	144,045
2 繰入金		154,351
	1 一般会計繰入金	154,351
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		5,642
	1 雑収入	5,642
歳 入 合 計		304,039

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 275,308
	1 事 業 費	275,308
2 公 債 費		28,731
	1 公 債 費	28,731
歲 出 合 計		304,039

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥 取 県 営 境 港 水 産 物 地 方 卸 売 市 場 指 定 管 理 料	令和9年度から 令和10年度まで	14,002 ^{千円}

議案第 1 2 号

令和 8 年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 予算

令和 8 年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0, 1 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 113
	1 一般会計繰入金	113
2 繰越金		9,720
	1 繰越金	9,720
3 諸収入		280
	1 貸付金元利収入	280
歳入	合計	10,113

歲 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 10,113
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	10,113
歲 出 合 計		10,113

議案第 13 号

令和 8 年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,627 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 44,380
	1 使 用 料	44,380
2 財 産 収 入		10,820
	1 財 産 運 用 収 入	8,618
	2 財 産 売 払 収 入	2,202
3 繰 入 金		426
	1 一 般 会 計 繰 入 金	426
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		55,627

歳 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 55,627
	1 事 業 費	55,627
歳 出 合 計		55,627

議案第 1 4 号

令和 8 年度鳥取県収入証紙特別会計予算

令和 8 年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,000
歳 入	合 計	3,000

歲 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,000
	1 償 還 金	3,000
歲 出 合 計		3,000

議案第15号

令和8年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

令和8年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,875千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 46,498
	1 財 産 売 払 収 入	46,498
2 繰 越 金		21,356
	1 繰 越 金	21,356
3 諸 収 入		21
	1 雑 入	21
歳 入 合 計		67,875

歳 出		
款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		千円 64,875
	1 県立学校農業実習費	64,875
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		67,875

議案第16号

令和8年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

令和8年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ848,090千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	216
2 繰 越 金		253,634
	1 繰 越 金	253,634
3 諸 収 入		594,240
	1 貸 付 金 元 利 収 入	594,240
歳 入	合 計	848,090

歳 出		
款	項	金 額
1 育英奨学資金貸付事業費		千円 848,090
	1 育英奨学資金貸付事業費	848,090
歳 出 合 計		848,090

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	令和9年度から 令和13年度まで	424,200 ^{千円}
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	令和9年度から 令和14年度まで	493,020
世界へ羽ばたく人材育成 奨学金事業	令和9年度から 令和13年度まで	49,500

企 業 会 計

議案第17号

令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 年間処理水量 | 6,783,000立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 18,584立方メートル |
| (3) 処理区域市町数 | 4市町 |
| (4) 建設改良費 | 427,519千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	1,448,069千円
第1項 営業収益	732,564千円
第2項 営業外収益	672,339千円
第3項 特別利益	43,166千円
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	1,395,546千円
第1項 営業費用	1,334,398千円
第2項 営業外費用	17,982千円

第3項 特別損失 43,166千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額234,327千円は、当年度分損益勘定留保資金113,848千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,824千円及び繰越利益剰余金処分額118,655千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 438,626千円

第1項 企業債 85,000千円

第2項 国庫補助金 232,000千円

第3項 建設事業費負担金 97,000千円

第4項 他会計負担金 12,000千円

第5項 他会計補助金 12,626千円

支 出

第1款 資本的支出 672,953千円

第1項 建設改良費 427,519千円

第2項 企業債償還金 101,434千円

第3項 他会計借入金償還金 144,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天神浄化センター水処理設備改	令和9年度	486,000千円

築

天神川流域下水道指定管理料	令和9年度から 令和10年度まで	54,953千円
県内上下水道会計財務会計システム共同発注事業	令和9年度から 令和15年度まで	15,418千円
ウォーターPPP実施方針策定及び事業者選定等支援事業	令和9年度から 令和10年度まで	18,870千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 85,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、332,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 18,709千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 流域下水道事業の経営基盤の強化に要する経費 78,264千円
(2) 職員の児童手当に要する経費 480千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち118,655千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 118,655千円

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第18号

令和8年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 78,342,439 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	3,069,607千円
第1項 営業収益	2,615,511千円
第2項 営業外収益	454,096千円
支 出	
第1款 電気事業費	3,389,604千円
第1項 営業費用	3,284,452千円
第2項 営業外費用	105,152千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額95,900千円は、過年度分損益勘定留保資金91,909千円

並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,991千円で補てんするも

のとする。)

収 入

第1款 資本的収入 723,855千円

第1項 企業債 43,900千円

第2項 繰延運営権対価 679,955千円

支 出

第1款 資本的支出 819,755千円

第1項 建設改良費 43,906千円

第2項 企業債償還金 761,475千円

第3項 その他投資 14,374千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小型電子計算機等保守業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	9,818千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
電気事業費に充 当	千円 43,900	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政 の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度	10%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き 及び償還年限を短縮又 は延長して起債し、あ

		に繰り延べて起債することができる。	いては、当該見直し後の利率)	るいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、43,900千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 367,804千円</p> <p>(2) 交際費 50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 8,727千円</p> <p>(2) 職員の児童手当に要する経費 1,729千円</p>				

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第19号

令和8年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 105事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 15,264,985立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 41,822立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	659,995千円
第1項 営業収益	467,648千円
第2項 営業外収益	192,347千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	828,497千円
第1項 営業費用	763,509千円
第2項 営業外費用	64,988千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額109,823千円は、過年度分損益勘定留保資金74,215千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,608千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 515,828千円

第1項 企業債 391,600千円

第2項 出資金 124,228千円

支 出

第1款 資本的支出 625,651千円

第1項 建設改良費 391,692千円

第2項 企業債償還金 233,959千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水利用促進事業費補助金	令和9年度	15,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 391,600	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第20号

令和8年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 14.2ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	163,538千円
第1項 営業収益	128,048千円
第2項 営業外収益	35,490千円
支 出	
第1款 埋立事業費	125,306千円
第1項 営業費用	98,475千円
第2項 営業外費用	26,831千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額130,000千円は、過年度分損益勘定留保資金130,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資 本 的 支 出 1 3 0, 0 0 0 千 円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 1 3 0, 0 0 0 千 円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、55,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 9 2 4 千 円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 1 9 千 円

(2) 職員の児童手当に要する経費 1 2 千 円

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第21号

令和8年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	822床
(2) 年間入院患者数	243,585人
(3) 年間外来患者数	318,645人
(4) 一日平均入院患者数	667人
(5) 一日平均外来患者数	1,322人
(6) 主要な建設改良事業	
医療機器備品	1,013,171千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	32,344,325千円
第1項 医業収益	28,444,771千円
第2項 医業外収益	3,528,988千円
第3項 特別利益	370,566千円
支 出	

第1款 病院事業費用 34,971,126千円

第1項 医業費用 34,343,217千円

第2項 医業外費用 573,222千円

第3項 特別損失 54,687千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,101,568千円は、過年度分損益勘定留保資金1,101,568千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,306,888千円

第1項 企業債 871,200千円

第2項 負担金 1,115,636千円

第3項 補助金 247,239千円

第4項 一般会計精算金受入 72,813千円

支 出

第1款 資本的支出 3,408,456千円

第1項 建設改良費 1,176,739千円

第2項 企業債償還金 2,231,717千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院夜間看護補助者派遣業	令和9年度から	127,275千円

務委託	令和11年度まで	
中央病院画像診断用ワークステーション保守委託	令和9年度から 令和13年度まで	12,925千円
中央病院インペラ制御装置保守点検業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	9,900千円
中央病院胸腹水濾過濃縮装置点検業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	660千円
中央病院人工呼吸器保守点検業務委託	令和9年度から 令和15年度まで	20,528千円
中央病院総合医療情報システム（電子カルテ）関連機器更新整備事業	令和9年度	236,880千円
中央病院救急車更新整備事業	令和9年度	25,619千円
厚生病院マルチエアコン改修工事	令和9年度	31,882千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 871,200	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,666,141千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 院内保育所の運営に要する経費 14,028千円

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 23,186千円

(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 131,293千円

(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 322,180千円

(5) 職員の児童手当に要する経費 157,959千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,419,306千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	中央病院 I V R - C T 対応血管造影診断シ	一式

STEM

医療機器備品

中央病院人工心肺装置

一式

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

